

## 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくご案内

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客様及びそのご親族が以下に該当する場合は、厳格な取引時確認等が義務づけられており、弊社にご申告いただきたくご案内申し上げます。

### I. 外国 PEPs（以下の重要な公的地位にある方）に該当する場合

1. 外国の元首
2. 外国において以下の職にある方
  - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
  - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - ・中央銀行の役員
  - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
3. 過去に項目 1 又は 2 であった方
4. 項目 1～3 の家族  
(配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者の父母及び子)
5. 法人の実質的支配者が項目 1～4 のいずれかに該当する法人

### II. 特定国等に居住・所在している場合

マネー・ロンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（平成 28 年 6 月時点ではイラン及び北朝鮮）に居住している方

株式会社日専連パートナーズ TEL 019-653-2000 9:00～18:00（日曜・祝日休業）